令和３年度入札契約制度について

富士市が発注する建設工事等について、令和３年４月から実施する入札契約制度の適正化に向けての制度改善等についてお知らせします。

記

１　建設工事及び建設関連業務委託における提出書類の押印見直しについて

行政サービスの効率的・効果的な提供を目的として、富士市においても提出される書類等の押印見直しが行われました。契約検査課で取り扱う書類等についても見直しを行いましたので、詳細は富士市ウェブサイトをご確認ください。

なお、４月から監督職員指定通知書（監督員通知書）の押印についても省略しますので、ご了承ください。

《富士市ウェブサイト　トップページ＞産業・事業者＞建設工事・建設関連業務委託＞建設工事及び建設関連業務委託に係る入札契約関係書類等の押印の見直しについて》

２　建設工事における一斉休工の取り組みについて

県では、県内建設産業における働き方改革の機運醸成を図るため、毎月第２土曜日を“ふじ丸デー”とし、令和３年４月１日から県内公共工事の一斉休工に取り組みます。

富士市としてもこの趣旨に賛同し、建設産業のイメージアップに取り組んでいきますので、ご理解・ご協力をお願いします。

《富士市ウェブサイト　トップページ＞産業・事業者＞建設工事・建設関連業務委託＞建設工事における一斉休工の取り組みについて》

３　建設工事における下請負人通知書の提出について

下請負人通知書は、富士市建設工事執行規則第１５条及び富士市建設工事請負契約約款第７条により、提出を求めてきましたが、工事提出書類簡素化の一環として、令和３年４月１日より一括下請が疑われる場合のみ提出を求めることとします。

《富士市ウェブサイト　トップページ＞産業・事業者＞建設工事・建設関連業務委託＞建設工事における下請負人通知書の提出について》

４　建設工事の事後審査提出書類の一部取りやめについて

令和３年４月１日以降に公告する案件から、制限付き一般競争入札における事後審査時の入札参加資格確認資料のうち、直近の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し（以下、経審通知書という。）の提出を求めないこととします。

ただし、既に入札参加登録申請時に契約検査課へ提出済みの経審通知書の有効期限が切れている場合は提出を求めますので、経審通知書を更新した際には、都度提出をお願いします。

5　建設工事及び建設関連業務委託における事後審査書類提出依頼の連絡取りやめについて

これまで、開札後に落札候補者へ事後審査書類提出依頼の電話連絡をしていましたが、令和３年４月から事務簡素化を図るため、取り止めさせていただきますので、電子入札システムでの通知を確認していただくようお願いします。

6　建設工事の総合評価落札方式における配点及び評価対象期間の変更について

⑴　工事成績評定平均点の配点を５点から４点に変更し、全体の合計点を２３点から２２点に変更しました。

⑵　新型コロナウイルス感染拡大の影響を考慮し、令和３年度は次の評価項目の評価対象期間を延長します。

ア　継続教育（ＣＰＤ又はＣＰＤＳ）の取組状況を過去２か年度から過去３か年度に延長します。

イ　安全教育の取組状況を過去５か年度から過去６か年度に延長します。

7　建設工事の低入札価格調査における契約締結の判断基準について

富士市低入札価格取扱要領を一部改正し、令和３年４月１日以降に行う低入札価格調査において、契約締結の適否を判断する基準を新たに１２項目設けました。

《富士市ウェブサイト　トップページ＞産業・事業者＞建設工事・建設関連業務委託＞富士市低入札価格取扱要領の一部改正について》

8　建設工事の格付における災害に関する活動の評価基準について

災害に関する活動状況について対象となる活動を整理し、令和４・５年度の格付から適用します。活動の対象期間は、令和２年１月１日から令和３年１２月３１日までとなります。

⑴　依頼者及び活動場所

国又は地方公共団体が依頼した活動、又は業者が自発的に行ったものであるが、事後、国又は地方公共団体が承認した活動で、富士市内で行われたものを対象とします。

⑵　対価性の有無

有償、無償は問いません。

⑶　活動の内容等

災害等の発生前、発生中、発生後を問わず、災害等に関係して行われた復旧活動、救助活動、保全活動、予防活動（巡回活動を含む。）などを評価しますが、訓練は除きます。

9　建設工事における小規模工事事務取扱要領の施行について

当初請負代金額１３０万円以上１，０００万円未満の建設工事の施工に伴って提出される書類の省略等、諸手続を簡略化し、事業の効率的な執行を図ることを目的に「富士市小規模工事事務取扱要領」を策定しました。

《富士市ウェブサイト　トップページ＞産業・事業者＞工事検査＞富士市小規模工事事務取扱要領》

10　建設工事におけるデジタル工事写真の小黒板情報電子化（電子黒板）ににについて

令和２年４月より電子黒板の利用を希望する場合は、監督員の承諾を得た上で実施可能としています。令和３年４月から仕様書を改定しますので、お知らせします。

《富士市ウェブサイト　トップページ＞産業・事業者＞工事検査＞お知らせ＞デジタル工事写真の小黒板情報電子化（電子黒板）について》

11　医療保険の被保険者等記号・番号等の告知要求制限への対応について

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律により、令和２年１０月１日から保険者番号及び被保険者等記号・番号について、個人情報保護の観点から、健康保険事業又はこれに関連する事務の遂行等の目的以外で告知を求めることを禁止する告知要求制限の規定が施行されました。

契約手続等により、健康保険証等の写しを提出する際は、あらかじめ被保険者番号及び被保険者等記号・番号にマスキング処理をしてから提出をお願いします。

マスキング処理の例

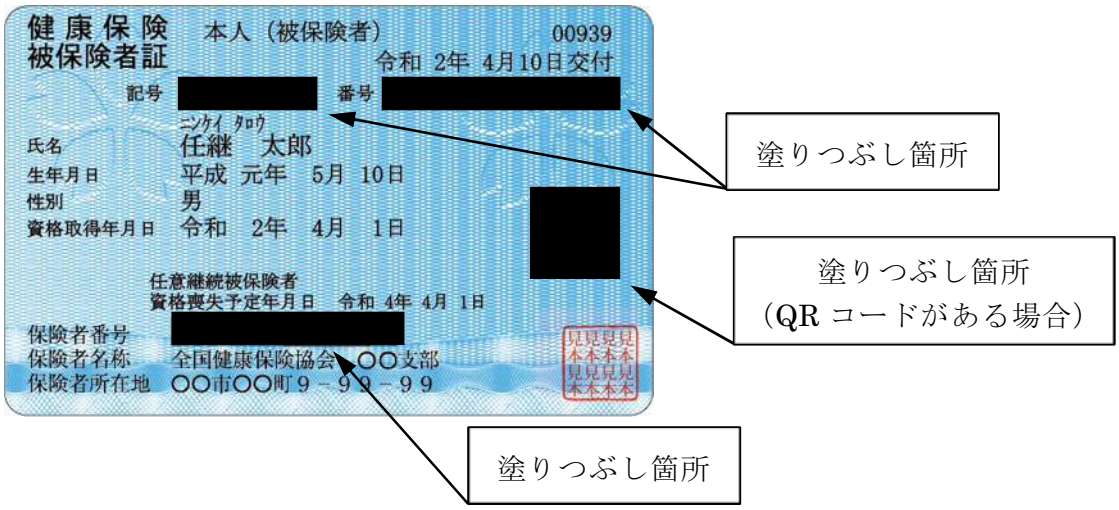

問い合わせ先
入札・契約事務について
　電話５５－２７２７
工事検査について
　電話５５－２７０９